解 約 通 知 書

■ 本通知は取り消しができませんので、通知前に下記の事項をご確認願います。

注 意 事 項
① 通知日は、当社へ本通知が到達した日(メールの受信日、郵便の受領日)となります。 ② 本通知を郵送(原則メール添付)する場合は、手元に通知内容を控え(コピー等)てください。 ③ 解約の効果(解約日)は、契約書に記載された期間(居住用の場合1ヶ月)が経過した時点となります。 解約日が契約期間を過ぎる場合、更新料等が発生します。 ④ 最終月の賃料等は、契約書に従い通常通り全額を前払してください。 敷金精算時に日割分が返還されますので、自身で日割り計算しないでください。 ⑤ 室内点検時に、物件の明渡し(鍵の返却)となりますが、必ずしも希望日に添えるとは限りません。 ⑥ 退出時に出るゴミ等は、分別を徹底し収集所以外に投棄しないでください。 特に粗大ゴミの収集申込(ネット手続可能)には、1ヶ月近く前からの手続きが必要となる場合があります。 残置物がある場合や、粗大ゴミが放置されている場合、その処分費用は賃借人の負担となります。 ⑦ 室内点検時までに、電気･ガス･水道等の解約を済ませてください。 ⑧ 郵便局の窓口にて転居届(ネット手続可能)を提出してください。 ⑨ 精算(敷金の返還)には最大で2ヶ月程度かかる場合があります。

■ 対象物件について

物件名称	
物件住所	〒

■ 解約日について

通 知 日	年　月　日	解 約 日	年　月　日
室内点検の希望日(退去立会日 ※ 午後のみ受付)	月　日　午後　時　分		

■ 敷金(保証金)の返金先について

金融機関	銀行　本店・支店・営業部		
口座種別	□ 普通　□ 当座	口座番号	
名　義	(フリガナ)		

■ 契約者(賃借人): 上記注意事項に同意された場合は、以下にご署名(法人の場合は記名押印)ください。

署　名	㊞
携帯電話	
メールアドレス (本通知の受領証を送信します。)	

■ 転居後のご連絡先(精算書の送付先)について

転 居 先	〒

FAX 050-3383-2886

(E-mail.　info@takami-ent.com)

※ 郵送の場合(要控え)
〒158-0083 世田谷区奥沢2-37-9
(有)タカミエンタープライズ 宛